

静岡県中小企業融資制度資金信用保証料率一覧表

資 金 名			保 証 料 率 (注1) (注3) (注7)									割引適用 有担保保証 (△0.1%) (注2)	
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
事業 改善 資金	経営 改善 資金	経営改善資金	年 1.30%	年 1.15%	年 1.00%	年 0.90%	年 0.80%	年 0.70%	年 0.60%	年 0.45%	年 0.30%	○	
		小口零細企業貸付	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	0.95%	0.85%	0.70%	0.55%	0.40%	○	
	経営改善資金借換枠		1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○	
			経営安定関連保証(1号～4号)の場合は、年0.6% 経営安定関連保証5号の場合は、年0.58% 経営安定関連保証(7号、8号)の場合は、年0.5% 東日本大震災復興緊急保証の場合は、年0.8%										
短期経営改善資金			1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○	
経営 安定 資金	経営 安定 資金	経済変動対策貸付		1.20%	1.06%	0.92%	0.83%	0.74%	0.65%	0.55%	0.41%	0.28%	○
				経営安定関連保証2号及び4号の場合は、年0.6% 経営安定関連保証5号の場合は、年0.58% 経営安定関連保証7号の場合は、年0.5% 東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証の場合は、年0.8%									
		経済変動対策貸付 新型コロナウイルス 感染症関連資金借換枠	1.20%	1.06%	0.92%	0.83%	0.74%	0.65%	0.55%	0.41%	0.28%	○	
			経営安定関連保証4号の場合は、年0.6% 経営安定関連保証5号の場合は、年0.58%										
	新型コロナウイルス 感染症対応伴走 支援特別貸付	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%			
		経営安定関連保証4号及び5号の場合は、年0.2%											
	連鎖倒産防止貸付	1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○		
		経営安定関連保証(1号)の場合は、年0.6%											
再生企業支援貸付		経営安定関連保証(8号)の場合は、年0.5%											
		事業再生計画実施関連保証であって、責任共有制度対象の場合は、年0.8% 事業再生計画実施関連保証であって、責任共有制度対象外の場合は、年1.0% 新型コロナウイルス感染症対応枠の場合は、年0.2%											
中小企業災害対策資金			1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○	
			激甚災害保証、経営安定関連保証(4号)の場合は、年0.6% (注4)										
特別 政策 資金	開業 パワー アップ 支援 資金		1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○	
			創業関連保証、再挑戦支援保証の場合は、年0.65%。 スタートアップ創出促進保証の場合は、年0.85%。 創業後1年未満で初めて静岡県信用保証協会の保証を利用する場合は年0%又は0.2%(注5) (創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証利用で1,000万円まで)										
	新 事業 展 開 支 援 資 金	経営革新等貸付	年0.58%										
		少子化対策・障害者雇用支援貸付	1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○	
	防 災 資 金	防災・減災強化資金											
		特定建築物耐震化 特別貸付	1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○	
	地震リスク分散資金			1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○
	脱炭素支援資金			1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○
		エネルギー対策保証の場合は、0.98%									○		
	成 長 産 業 分 野 支 援 資 金	成 長 産 業 分 野	開業パワーアップ支援資金要件	1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○
			創業関連保証、再挑戦支援保証の場合は、年0.65% スタートアップ創出促進保証の場合は、年0.85%										
経営革新等貸付要件		年0.58%											
	プロジェクト分野	1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○		
ふじのくにフロンティア推進資金			1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○	

資 金 名		保 証 料 率 (注1) (注3)									割引適用 有担保保証 (△0.1%) (注2)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
特別 政策 資金	事業承継資金	1.30%	1.15%	1.00%	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.45%	0.30%	○
		1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	
		上段：普通保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証を利用する場合 下段：事業承継特別保証、経営承継借換関連保証を利用する場合 (注6)									
		事業承継サポート保証、特定経営承継準備関連保証の場合は、年0.80%									○

注1： 個々の利用者の保証料率はCRD(中小企業信用リスク情報データベース)のスコアリングシステムにより算出した評点を基に保証協会が決定する。

注2： 有担保保証については、0.1%の割引がある。

注3： 会計参与を設置していることを確認できる場合は、0.1%の割引がある。(新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付、再生企業支援貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)及び事業承継資金(事業承継特別保証又は経営承継借換関連保証を付して利用する場合)は除く)ただし、個人事業主については、本割引を適用しない。

注4： 直接被害で利用する場合、保証料補助制度の適用がある。

注5： 保証料率0%又は0.2%のものについて、条件変更に係る保証料率は0.45%又は0.65%

注6： 県制度融資の利用にあたっては、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けることが必要であり、保証料補助制度の適用がある。

注7： 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合には、国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとする。(経営者保証を提供しないことを希望する場合は、保証料率に0.25%又は0.45%の上乗せとする。)

附 則

- 1 この一覧表は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 特別小口保険の保険関係が成立する保証の場合、一覧表の規定にかかわらず、保証料率は年0.7%（経済変動対策貸付、連鎖倒産防止貸付（経営安定関連保証の場合に限る。）及び再建企業支援貸付にあっては、年0.6%）とする。
- 3 一覧表及び前項に掲げる保証以外の特別保証を付する場合並びに割引料率が適用される場合は、この限りでない。
- 4 この一覧表の施行前に現に静岡県信用保証協会が申込書類を受付処理したものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成15年7月7日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年12月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。  
ただし、小口零細企業貸付については、平成19年10月1日から施行するものとする。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証申込受付された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年5月23日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年10月18日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成25年12月27日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成28年11月9日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和元年5月31日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年3月2日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年1月5日から施行し、令和3年8月2日から適用する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に保証承諾された融資については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、「経済変動対策貸付（原油・原材料高対応枠）」「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」については、令和6年3月29日までに協会に申込みしたものは、なお従前の例による。